

# 給水装置工事自社検査報告書

明石市公営企業管理者様

下記の検査項目及び使用材料について、自社検査した結果、当該給水装置工事が水道法施行令第6条に定める「給水装置の構造及び材質の基準」に適合していることを確認しましたので報告いたします。

※検査は主任技術者が実施して適否欄の該当箇所に「〇」を記入し、工事検査願に添付して提出すること。

☆確認日を記入すること → 令和 年 月 日					
年度	受付番号	水道番号	(8桁)		
申請者氏名		指定給水装置工事事業者			
水栓所在地 明石市		給水装置工事主任技術者			
検査種別及び検査項目	検査の内容			適否	
1. 屋外の検査	①オフセット	・正確に測定されていること。			
	②水道メータ、直結止水栓	・水道メータは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 ・検針、取替えに支障がないこと。 ・直結止水栓の操作に支障がないこと。 ・直結止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。			
	③埋設深さ	・所定の深さが確保されていること。			
	④布設位置	・竣工図面と整合していること。			
	⑤ボックス類	・傾きがないこと、設置基準に適合すること。			
	⑥公道止水栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。			
2. 屋内配管	①配管	・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合していること。 ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための装置等が設置されていること。 ・クロスコネクションとなっていないこと。			
		②接合	・適切な接合が行われていること。		
		③管種	・性能基準適合品を使用していること。		
3. 給水用具	①給水用具	・性能基準適合品を使用していること。			
	②接続	・適切な接合が行われていること。			
4. 貯水槽	吐水口空間の測定	・吐水口と越流面等の位置関係が適切であること。			
5. 通水確認		・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メータ経由及び給水用具の吐水量、作動状態等が適切であること。			
6. 耐圧試験		・1.0MPaの水圧で1分間耐圧試験を行い、漏水及び抜けその他異常がないこと。(新設のみ)			
7. 水質の確認		・残留塩素、臭気、味、色、濁りに異常がないこと。			